

研究ノート

15世紀前半のドイツにおける「公開射撃大会」の招待状

— シュパイエルの「射手状」(1445) —

楠戸 一彦 (広島大学)

Einladungsbriefe zum "Freischießen" in der ersten Hälfte des 15. Jahrhunderts in Deutschland

— "Schützenbrief" von Speyer (1445) —

Kazuhiko KUSUDO (Hiroshima Universität)

1.はじめに

本稿の目的は、1445年の7月にドイツのシュパイエルで開催された「公開射撃大会」に対する招待状（「射手状」）の内容を、邦訳によって紹介することである。

ドイツ中世後期の諸都市では、主として都市当局が主催し、他の都市の射手も参加する弩あるいは銃による「公開射撃大会」が開催された。このような射撃大会が実施されるようになるのは14世紀後半であり、最初の大会は1367年にフランクフルトa.M.で開催された¹⁾。15世紀前半には弩による公開射撃大会の開催が「慣例」となり、16世紀には弩と銃による公開射撃大会は最盛期を迎えた²⁾。

この射撃大会の歴史像を構築する上で最も重要な史料は、開催都市が他の都市に当てた書状である³⁾。この書状は、他の都市の射手が射撃大会に参加するように依頼する招待状の形式をとっており、都市の印章を押印した公文書である。「射手状」とも呼ばれるこの書状には、表Iが示しているように、射撃大会の開催日時・賞品・参加費・競技方法などが記載されており、現代の「大会要項」あるいは「競技要項」とも言うべき内容を有している。このような史

料的価値を有する射手状は、1398年に作成されたクロンベルク市の最古の書状を始めとして⁴⁾、数多くの射手状が知られている。しかしながら、例えばE.フライズの研究が示しているように、先行研究において言及されている射手状は、15世紀後半以降に集中している⁵⁾。これに対して、15世紀前半の射手状に関して確認し得たのは、表Iに示した書状だけである⁶⁾。

表Iで示した射手状のうちクロンベルク(1398)・ケールハイム(1404)・ヘルムシュタット(1419/31)・オノルツバッハ(1447)の射手状は、その内容全体が先行研究において既に紹介されている⁷⁾。また、バーゼル(1429)とアウグスブルク(1432)の射手状はフランクフルトa.M.の都市史研究所が、ザンクト・ガレン(1437)・ローテンブルク(1439)・シュトラスブルク(1442)・シュパイエル(1445)の射手状はシュトラスブルク市文書館が所蔵しているが、いずれも未公開である⁸⁾。

本稿では、紙面の制約からシュパイエル(1445)の射手状を取り上げて、全文の邦訳を試みることにする。シュパイエルの射手状を取

表 I 15世紀前半の射手状 (1398-1445)

都 市	クロンベルク	ケールハイム	ヘルムシュタット	バーゼル	アウグスブルク	ザンクトガレン	ローテンブルク	シュトラスブルク	シュパイエル	オノルツバッハ
宛 先	フランクフルト	ミュンヘン	ゴスラー	フランクフルト	フランクフルト	シュトラスブルク	シュトラスブルク	バーゼル	シュトラスブルク	キッツインゲン
年	1398	1404	1419/31	1429	1432	1437	1439	1442	1445	1447
招待日	9.6	5.17	記載なし	7.4	解読不能	3.16	2.1.	4.30	5.14	4.27
開催日	9.29.	6.30.	記載なし	8.7.	6.9.	5.20.	6.29.	7.9.	7.26.	6.4
大きさ	?	?	9×19	?	29×31	29×40	30×43	?	29×34	?
行 数	15	?	8	23	34	44	46	44	42	17
賞 品	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
距 離	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○
射 数	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—
標 的	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
罰 則	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—
係 員	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—
余 興	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—

「○」印は当該テキストが記載されていることを、「—」印は当該テキストが記載されていないことを、「?」印は不明を意味する。

り上げる理由は、射撃の姿勢に関する規定と「余興」としての「徒競走」が最初に言及されているからである。邦訳に際して、[] 内の語句は訳者の挿入である。また、本稿においてシュパイエルの書状が最初に公刊されることを考慮して、邦訳の後にドイツ語の翻刻を示した。

2. 1445年のシュパイエルの射手状

シュトラスブルク市の文書館が所蔵する1445年のシュパイエルの射手状は紙に手書きされている。テキストの下には押印の痕跡があり、射撃距離の測定の基準となる「紐」が添付されている。

射手状の邦訳

我々の信愛なる紳士にして特別な友人であるシュトラスブルク市の尊敬すべき賢明な市長と参事会そして射撃仲間に対して、我々シュパイ

エル市の射撃仲間は心からの友好的な奉仕を前もって申し上げ、聡明なあなた方に次のことを知らせる。シュパイエルの我が射撃仲間は、来る聖ヤコブの日の次の月曜日 [7月26日]⁹⁾に以下で述べるような方法で行われる射撃大会の賞品として、50ライニッシュ・グルデン¹⁰⁾に相当する銀製の宝物を提供する。自由な [誰のものでない] 宝物¹¹⁾を得るために射撃をしに来ようとする者は、上述の月曜日の午前11時には標的場 [競技場] にいなければならない。ここで、各々の射手は彼の矢に名前を書いて貰い¹²⁾、同時に壺の中に1ライニッシュ・グルデンを納めると、壺を標的にした射撃が始まる。この射撃では、鐘が1時を打つと射撃が開始され、鐘が4時を打つ夕方まで続けられる¹³⁾。その後は、毎日、鐘が午前8時を打つと射撃が始まり、鐘が10時を打つと休憩し、鐘が4時を打つと中断する。こうして、壺を標的にした射撃は壺が壊れるまでなされ、毎回の射撃で最も近い射撃を行った4人の射手の各々に半ライニッシュ・グ

ルデンが与えられる¹⁴⁾。壺を標的とした射撃の座席〔射撃位置〕は、この書状に添付された紐の13倍の長さである¹⁵⁾。壺が完全に壊されると、自由な宝物を賞品とした射撃が始まる。この射撃では各射手は36射を行い、毎回の射撃で標的に最も近い射撃を行った3人の射手の各々に銀製の徽章が与えられる¹⁶⁾。各々の射手が36回の射撃が終えると、最も多くの命中をなした射手に16グルデン相当の銀製の宝物あるいは現金が、次に多くの命中をなした射手に12グルデン相当の銀製の宝物あるいは現金が、次の射手には8グルデン相当の銀製の宝物あるいは現金が、次の射手には4グルデン相当の銀製の宝物あるいは現金が与えられ、残りの10グルデンは標的にもつとも近い射撃をした上述の銀製の徽章のために使われる。この自由な宝物を賞品とした射撃の座席は、添付された紐の12倍の長さである。自由な宝物を賞品とした射撃と壺を標的とした射撃において、各々の射手は誰も射撃をしていない無傷の標的¹⁷⁾に向かって、彼の名前が記載された矢を、背筋を伸ばし、腕を自由にして、いかなる照準も使用せず、またいかなる有利さもないようにして発射しなければならない¹⁸⁾。このことに違犯した者は、彼のすべての射撃道具を没収される。最も多くの命中をなした射手は、射撃大会の慣習に従って、最後にもう一度射撃をしなければならない。我々の参事会は何人にも平等と公正が行われるようにするために、2人の参事会員と1人の書記を宣誓した証人として任命する¹⁹⁾。射撃大会の際には誰もがあらゆる遊戯をすることができるが、公正かつ正直に、そして争いを起こすことなく行わなければならない。上述の月曜日の射撃競技の前に、2つの自由なバルヘント布²⁰⁾を賞品とした競争が行われる。鐘が午前7時を打つと1枚の布をかけて婦人が、その後鐘が10時を打つともう一枚の布をかけて職人たちが競争をする²¹⁾。我々は親愛なる紳士にして特別な友人であるあなた方が、賢明なる思慮に基づいて、熱心かつ真面目な友情によって、あなた方の射撃仲間を我々の射撃大会と余興に派遣するよう

をお願いする。また、我々があなた方および誰に対しても心から喜んで歓迎することを、あなた方の隣人と良い友人に知らせてくれるようお願いする。シュパイエル市の我々の参事会は射撃大会前の3日間と射撃大会の期間中、そして射撃大会後の3日間、あなた方すべてに対して安全と平和と護送²²⁾を与えることを約束する。しかし、あなた方の都市とあなた方に敵対していた者、平和を犯した者、追放刑に処せられた者は除外され、彼らは法によって平和も護送を享受することはない²³⁾。あなた方が好意あることを示すならば、我々はあなた方すべてに特別に好意あることを示すだろう。本書状が公文書である証拠として、従士ハインリッヒ・フォン・レムヒンゲン²⁴⁾の印章を押印する。1445年聖ボニファティウスの日〔5月14日〕。(Den fursichtigen ersamen vnd wisen Meister vnd Rate, auch den Schießgesellen allen gemeinlich der Statt Straßburg vnsern lieben hern vnd besonder guten frunden, Embieten wir die schießgesellen gemeinlichen der Statt zu Spire vnser willige vnd fruntliche dinste mit flibe uoran bereit vnd fugen uwer wißheit zuwißen daz wir obgemelten schießgesellen gemeinlich zu Spire ußgeben wollen Silberin kleinote fur funffzig guter Rinschergulden fry one alles widerußgeben uff den nehesten mantag nach sant Jacobß tag itzund kompt, darumb man schiessen soll in die maße hernach geschriben steet. Zum ersten alle die da komment vnd schießen wollent vmb die frye kleinote, die sollent sin bij der zielstatt off den obgenanten mantag off die eilffte stunde vor mittentage da soll man eym ieglichen sinen boltzen anschriben, derselbe sol auch offstunt einen Rinschen gulden in den Tuppel legen vnd dann vmb den Tuppel anheben zuschießen, vnd soll man darnach senden, so die glocke eins slehet vnd schießen biß an den abent, so die glocke viers slehet, vnd darnach alle tage anheben zu schießen des morgens, so die glocke achte slehet, vnd senden, wann die glocke zehene slehet, vnd offhoren, so die glocke viere sleet vnd so man also in dem Tuppel

schußt wirt man alle male vier die nehesten senden vnd brengen vnd ir iglichem einen halben gulden geben, solange biß der Tuppel außgeschossen wirt, vnd soll der seßt in dem Tuppel sin disser ingesloßener schnure driczehen lang gantz uß, vnd wan dann der Tuppel gantz außgeschossen ist, So soll man vffstunt anheben zu schießen vmb die fry obgemelte kleynode, vnd darumb soll man thune Sehß vnd drißig schüße vnd alle male drij die aller nehesten senden vnd brengen, vnd ir iglichen ein Silberin zeichen geben, vnd wan dan die xxxvi schüße also gethan vnduß geschossen sint, wer dann die meisten schüße hat, dem git man ein silberin kleynot von Sechzehen gulden oder die gulden darfur, vnd wer darnach die meinsten schüße hat, dem git man ein silberin kleynot von xii gulden oder die gulden darfur, vnd wer dar nach die meinsten schüße hatt, dem git man ein silberin kleynot von viij gulden oder die gulden darfur, vnd wer dar nahe die meinsten schüße hat, dem git man ein silberin kleynot von vier gulden oder die gulden darfur, vnd die ubrigen x gulden an golde geent off die obgemelten silberin zeichen, die man dann den nehesten geben wirt, vnd soll der seß sin zu den obgemelten fryen kleynoten gantzuß der vor-gemelten ingesloßener schnure xij lang. Es wirt auch eine fry vnverserte zielestatt, daran vor niemants geschossen hat, vnd soll auch einiglicher schutze vmb daz frye kleynot vnd Tuppel sinen geschriben boltze schießen, offrechts mit fryem arme ane allen ofsatz vnd one furtel vngeuerlich, welcher des nit entete der verlurt sinen gantzen schießgezug, wer auch die meinsten schüße hatt der soll auch zu leste schießen nach schießens recht vnd gewonheit. Auch so werdent vnser herren vom Rate zwene, jrs Rats vnd einen schriber, bij den ge-swornen zeugen geben off daz iederman glichs vnd recht beschee. Es mag auch iederman bij dem schießen die zyt allerleye spiele tun, doch offrechts erbercklich vnd ane argwane. Man wirt auch lauffen vmb zweye frye barchen

tuchere off den obgemelten mantag vor dem schießen, die frauwen vmb ein tuch des morgens zu der siebenden stunden, vnd die fryen knechte vmb daz ander tuch so die glocke darnach x sleht. Herumb lieben herren vnd besondern frunde litten wir uwer ersame wißheit flißlich vnd mit ernste fruntlich uwer schießgesellen zu solichem vnserm schießen vnd kurtzwile durch vnser verdinsts willen gutlich zu vns schicken jne auch zu empfelhen andere nider vmbsaße vnd guten frunden daz zuuerkunden, want wir die uweren vnd iederman tugentlich emphahen vnd gerne dabij haben willen. Auch sollent die uweren vnd menglich zu vnserm schießen drij tage darfur darzu in dem schießen dwile daz wert, vnd drij tage darnach vnser herren des Rats zu Spire gute trostunge fridde vnd geleide haben fur jne allen den jren vnd allermenglich getrulich vnd ongeuerlich, vßgnommen die wider jre stat vnd die jren gethan hettent, daz noch nit gesunet oder gefridt were, auch die in der achte werent, vnd die von rechte nit fridde noch geleide haben sollent. Wollent uch gutwilling her jne bewisen daz begrüß wir vmbuch alle vnd iglichen besonder zuuerdienen vnd zu beschulden. Zu vrkunde versiegelt mit des vesten edelknechtes Heinrichs von Remchungen jngesigel herjnne gedruckt von vnser aller wegen doch jme vnd sinen erben one schaden Dominica paj Bonifacij anno a.quadragesimoquito.)

5.おわりに

本稿は、15世紀全般の公開射撃大会への招待状のうちシュパイエル(1445)の射手状を邦訳によって紹介した。書状の内容から次の点が明らかになった。1) 射撃競技では壺と標的を的にした射撃競技が実施された。2) 標的までの距離が「添付された紐」によって提示された。3) 射撃の際の姿勢規定が言及された。4) 余興競技として徒競走が実施された。

1. Froning, R., Das Schützenwesen im alten Frankfurt. In: Festzeitung zum IX. Deutschen Bundes=und Jubiläumsschießen 1887. Frankfurt a.M. 1887. S. 26. 14世紀に開催された射撃大会は、フランクフルトのほかアウグスブルク(1370)・ゾロツルン(1378)・マグデブルク(1387)・ウルム(1388)・ミュンヘン(1394)などが知られている。Jäggi, L., Hundert Jahre Solothurnischer Kantonalschützen-Verein 1836-1936. Solothurn 1936, S. 37; Krause, P., Von Magdeburger Schützen in alter und neuer Zeit. Magdeburg 1937, S. 8; Radlkofer, M., Schützengesellschaften und Schützenfeste Augsburg im 15. und 16. Jahrhundert. In: Zeitschrift des Historischen Vereins für Schwaben und Neuburg. 21(1894). S. 92; Edelmann, A., Schützenwesen und Schützenfeste der deutschen Städte vom 13. bis zum 18. Jahrhundert. München 1890, S. 68; Destouches, E. von, Münchens Schützenwesen und Schützenfeste. München 1881. S. 129.
2. 例えば、ミュンヘンに宛てた1404年のケールハイムの射手状では、弩による射撃大会の開催が「習慣 (Gewohnheit)」であることが言及されている (Destouches, E. von, Ibid., S. 127)。また、銃による射撃大会はアウグスブルクにおける1430年の大会が最初である (Anonyme Chronik von 991 - 1483. In: Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert. Bd. 22. S. 482)。
3. 「競技要項」としての射手状の内容と性格に関しては、次の拙稿を参照。スポーツ史資料：アウグスブルクの自由射的祭 (1509年)への招待状, スポーツ史研究, 第5号, 平成4年, 43 - 53頁。射手状のほかに次のような史料を挙げることができる。1) 年代記, 2) 参事会による公的な記録文書 (参加者目録, 入賞者目録, 競技記録, 賞品目録など), 3) 都市会計帳簿における記録, 4) 道化師による詩, 5) 絵画, など。
4. R.J., Mittelalterliche Schützenbriefe. In: Festzeitung zum 17. deutschen Bundes=und Goldenen Jubiläums-Schießen 1912. Frankfurt a.M. 1912. Nr. 10. S. 1-3.
5. Freys, E. (Hrsg.), Gedrückte Schützenbriefe des 15. Jahrhunderts. München 1912. T. シュニツラーはドイツの各文書館が所蔵する射手状の調査を行い, 15世紀と16世紀の約150通の射手状を確認している (Schnitzler, T., Quellen-und Literatursammlung zum Forschungsvorhaben "Schützenwesen im spätmittelalterlichen Europa...". Trier 1990. 未刊行)。15世紀後半の射手状に基づく公開射撃大会における競技の内容と方法および賞品などに関する分析は, 次の拙稿を参照。ドイツ中世後期の都市における「公開射撃大会」の成立と展開, 「スポーツ文化論シリーズ スポーツの伝播・普及」(中村敏雄 (編), 創文企画, 1993年, 201-231頁)。
6. 表Iの「大きさ」(cm)は射手状の大きさを, 「行数」は射手状に書かれているテキストの行数を示している。また, 「賞品」は射撃大会の賞品を, 「距離」は射撃位置から標的までの距離を, 「射数」は各射手に許された射撃数を, 「標的」は標的の大きさを, 「罰則」は違反した場合の罰則を, 「係員」は射撃大会の競技役員を, 「余興」は射撃以外の競技を意味している。なお「?」印はオリジナルを確認できなかったことを意味している。
7. クロンベルクとケールハイムの射手状については, 注の2と4を参照。ヘルムシュタットの「1419/31」は射手状からは作成年を特定することができず, 1419年と1431年の間に作成されたことを意味する (750 Jahre Goslarer Schützen 1220-1970. Hrsg. von der Privilegierten Schützengesellschaft Goslar von 1220. Goslar 1970. S. 22)。オノルツバッハの射手状はA.ヴァイベルの著作に写真が掲載されている (Waibel, A., Biberacher Schützen in sechs Jahrhunderten. Die Entwicklung

des Schützenwesens in Biberach und im süd-
detuschen Raum. Biberach 1990. S. 34)

8. フランクフルト都市史研究所の整理番号はバーゼルの射手状が「Ubg A 85P Fol. 21」である。また、シュトラスブール市の文書館の整理番号はザンクト・ガレンの射手状が「III GUP 139/155/4 Fol. 1」, ローテンブルクが「III GUP 140/155/16 Fol. 51」, シュトラスブルクが「III GUP 140/155/16A Fol. 2」(オリジナルではなく筆写), シュパイエルが「III GUP 139/155/4 Fol. 3」である。K. ヴァスマンスドルフは1429年のバーゼルの射手状から、「何人も記名されない矢を発射してはならない」というテキストを引用している (Wassmannsdorff, K. (Hrsg.), Balthasar Han's Ausreden der Armbrust- und Büchsen-schützen. Aus einer Handschrift des 16. Jahrhunderts. Heidelberg 1887. S. XVIII)。なお、これらの射手状の内容分析に関しては、次の拙稿を参照されたい。Kusudo, K., Ein Beitrag zur Geschichte des "Freischießens" in der ersten Hälfte des 15. Jahrhunderts. In: Sozial- und Zeitgeschichte des Sports. 10 (1996) 3, S. 34-49.
9. 日付の特定には、次の文献を利用した。Grotefend, H., Taschenbuch der Zeitrechnung des deutschen Mittelalters und der Neuzeit. Hannover 1991.
10. 中世における貨幣価値の比較は、物価の変動や使用する貨幣など様々な要因から、非常に困難である。しかし、次の換算は当時の貨幣価値を知る上で一つの手がかりとなるだろう。1 ライニッシュ・グルデン = 60 クロイツエル = 180 デナリ = 540 ヘラーであり、1450年頃のフランクフルト a.M. の大工の親方の日当が夏で31.5ヘラー、冬で27ヘラーであった (Verdenhalven, F., Alte Maße, Münzen und Gewichte aus den deutschen Sprachgebiert. Neustadt an der Aisch 1968)。
11. 「宝物」の具体的な内容は不明であるが、15世紀後半の射撃大会における賞品から推測すると (Freys, E. (Hrsg.), Ibid., S. 7-8), 銀製の杯や皿であったと思われる。バーゼル (1429), アウグスブルク (1432), ザンクト・ガレン (1437), ローテンブルク (1439) の射手状では、賞品は「6つの自由な冒険 (sechs freie Abenteuer)」と表現され、馬・牛・銀製コップ・銀製皿などが提供された。
12. 矢に名前を記載することによって、誰の矢が標的に命中したのか判定することができた。このような規定は、既にバーゼルの射手状に見られる (Institut für Stadtgeschichte Frankfurt a.M. Büchsen- und Stahlschießen. Ugb A 85 Fol. 21)。
13. 夜中から始まる24時間制は14世紀後半に導入された (Grotefend, H., Ibid., S. 24)。
14. 原文の「wirt man alle male vier die nehesten vnd brengen vnd ir jeglichem einen halben gulden geben, solanße biß der Tuppel uß geschossen wirt」というテキストを、次のように解釈した。各射手が1回づつ射撃をし、その際に標的の壺に最も近い射撃をなした射手に半グルデンが与えられる。1回目の射撃で壺が壊れなければ、2回目の射撃が実施され、この射撃でも最も近い射撃をなした射手に半グルデンが与えられる。
15. 射手状では射撃位置は「座席 (Sitz)」と表現された。これは椅子に座って射撃を実施したためである。また、「添付された紐」の長さを確認することは、当該図書館から許可されなかった。シュパイエル以前の射手状では、標的までの距離は「歩数」で示され、「最も遠くの都市から参加した」射手と「主催都市」の射手とが実際に歩いて確認した (Kusudo, K., Ibid., S. 44)。
16. 原文の「darumb soll man thune Sehß vnd drißig schüße vnd alle male frij die aller nehesten senden vnd brengen, vnd ir iglichen ein Silberin zeichen geben」というテキストを、壺を標的とした射撃の場合と同様に解釈した (注14参照)。
17. シュパイエルの射手状では「標的」について何も言及されていない。ザンクト・ガレ

- ンの射手状では標的が「円形」であることが言及され、この円の半径の長さ（5.4cm）の線が書状に記載されている（Archives Municipales in Strasbourg: III GUP 139/155/4 Fol. 1）。
18. シュパイエルの射手状において、射撃の際の姿勢に関する規定が初めて現れる。15世紀後半になると、姿勢規定はより詳細になる（楠戸一彦，前掲書，215頁）。
19. これらの参事会員と書記が射撃大会における「審判役」を務めた。また、書記は矢に所有者の名前を記載し、競技の結果を記録した（Kusudo, K., Ibid., S. 44）。
20. バルヘント布は麻と綿の交織である（ヨゼフ・クーリッシュェル，増田四郎（監修），伊藤栄・諸田実（訳），ヨーロッパ中世経済史，東洋経済新報社，昭和51年，394頁）。
21. シュパイエルの射手状において、参加射手以外の人たちによる「余興（Kurzweil）」としての徒競走が初めて言及される。15世紀後半の大規模な射撃大会では、走跳投などの余興競技が実施された（楠戸一彦，前掲書，222-225頁）。
22. 「護送（Geleit）」は、本来は「旅行者に護送状を与えて彼を国王ムントに収容し、または直接に武装した護送者を付して道中の安全をはかり、その代償として一定の手数料を徴収する権利」であった（ミッターズ＝リーベリッヒ，世良晃志郎（訳），ドイツ法制史概説 改訂版，創文社，昭和58年，238頁，注5）。しかし、各々の都市は自治を確立してゆく過程で、国王あるいは都市君主から「護送権」を自らのものにしていった。
23. 参加賞を支払った者は、原則として公開射撃大会に参加できた。しかし、このテキストによって、犯罪者などがこの射撃大会に参加する資格がなかったことが明らかになる。
24. シュパイエルは13世紀の末には、都市君主であった司教の支配から脱し、自治権を獲

得していた（Handbuch der historiscchen Stätten Deutschlands. Bd. 5. Rheinland-Pfalz und Saarland. Hrsg. von L. Petrz. 1976 Stuttgart. S. 350-358）。「edelknecht Heinrich von Rimchungen」は都市貴族の一人と思われるが、この人物の特定は今後の課題としたい。